

防衛装備庁仕様書

1/2

品 件 名	インターネット通信回線の整備	仕様書番号	T-CA9-07-0008
		作成年月日	令和7年4月24日
		作成部課名	事業監理官 (次期戦闘機担当) 付

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、インターネット通信回線の整備（以下、「本役務」という。）について規定する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を適用するものとする。

なお、引用文書の定める事項がこの仕様書の内容と異なる場合は、この仕様書の内容を優先する。

- 1) IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号。令和3年1月21日）

2. 役務に関する要求

2.1 概要

本役務は、次期戦闘機の開発を実施する上で必要な通信回線の開設及び維持を要求するものである。

2.2 作業及び通信サービスに関する要求

- (1) 防衛装備庁市ヶ谷地区D棟9階端末室にインターネット通信回線を増設すること。それにあたって必要な場合は、配線の敷設工事を実施すること。
- (2) 通信回線を利用するために必要な終端装置及びルータを官が指定した場所に設置し、通信回線を利用するために必要な作業を実施すること。
- (3) 通信回線の速度は、最大1Gbpsのベストエフォートとすること。
- (4) 固定のグローバルIPアドレスを1つ割り当て、それを利用できること。
- (5) 通信回線に障害が発生した場合、すみやかに対応すること。

2.3 役務実施場所

防衛装備庁市ヶ谷地区

2.4 作業日程

本役務の作業日程は、官と調整するものとする。

2.5 利用期間

通信回線の利用期間は、令和7年7月1日（基準）から令和8年3月31日までとする。

3. 検査

2項について、目視、立会及び動作確認により実施する。

4. その他の指示

4.1 消耗品等の準備

本役務の実施に必要な消耗品等は、契約相手方が準備するものとする。

4.2 器材等の準備

本役務の実施に必要な器材等は、契約相手方が準備するものとする。

4.3 発生材の処置

本役務により生じた発生材は、官と調整の上、契約相手方の責任において適切に廃棄、処分するものとする。

4.4 官側の支援

契約相手方は、本役務を実施するにあたり、官の保有する施設、設備及び文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官と十分調整の上、官の規則を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

4.5 安全管理

契約相手方は、本役務の実施にあたり、十分な安全管理を実施するものとする。

4.6 その他

この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。